

( 整理番号 2505 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 1 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 7 年 11 月 27 日 公開

開催日時	令和 7 年 7 月 29 日 15 時 00 分 ~ 15 時 20 分		
場所	ホテル信濃路 2 階穂高		
出席状況	公益 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"><li>長野県最低賃金専門部会の運営規程について</li><li>中央最低賃金審議会の審議状況について</li><li>今後の審議の進め方について</li><li>その他</li></ol>		
議事録	<p>開会</p> <p>岡田賃金室長</p> <p>それでは長野地方最低賃金審議会令和 7 年度第 1 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は令和 7 年度第 1 回目の部会でありますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。定足数の確認でございます。本日の専門部会は、広瀬委員が長野地方最低賃金審議会長野県最低賃金専門部会運営規程第 3 条に基づくテレビ会議システムによる出席となりまして、出席者は、委員 9 名中 9 名全員の御出席をいたしておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告させていただきます。また、本日は、5 名の方が傍聴に、報道機関 1 社が取材に来られていることを併せて御報告させていただきます。それでは、審議に先立ちまして、事務局を代表して高橋総務部長から御挨拶申し上げます。</p> <p>○高橋総務部長</p> <p>総務部長の高橋でございます。委員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、第 1 回の本審に引き続き御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本年度の長野最低賃金の改正審議でございますが、今月の 3 日に開催されました第 1 回長野地方最低賃金審議会におきまして長野労働局長から長野地方最低賃金審議会の山本会長に諮問させていただいたとこ</p>		

ろでございます。審議に際しましては、長野地方最低賃金審議会の自主性を発揮していただきまして、最低賃金に関する実態調査の結果、また各種経済指標、関係労使の意見、さらには最低賃金審議会が示す目安等など、こういったものを参考にしていただき、御審議していただくことになろうかと思っております。地域の実情に応じた適正な金額の改正となりますよう、重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡田賃金室長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず「長野県最低賃金専門部会の委員紹介」について、資料 1 の当専門部会委員名簿を御覧ください。名簿のとおり、公益代表委員 3 名を任命させていただいているほか、労使の代表委員につきましては、本年 7 月 3 日から同月 18 日まで委員候補者の推薦を求める公示を行い、関係者から推薦のあった方々を委員として任命させていただいております。皆様には、会議前に 7 月 23 日付けの任命辞令を配付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。なお、各委員の御紹介につきましては、時間の関係で名簿の配付に代えさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において「同法第 24 条第 2 項の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用する」と定められておりのことから、従来、公益代表委員の御協議により決めていただいておりますが、本年度も従来どおりとすることでよろしいでしょうか。

( 各委員の了承を確認 )

岡田賃金室長

ありがとうございます。それでは公益代表委員で御協議の方をよろしくお願ひしたいと思います。ご協議が整いましたら、御発表をよろしくお願ひいたします。

< 公益委員協議 >

昆委員

それでは、部会長及び部会長代理につきまして発表いたします。部会長は、山本委員、部会長代理は広瀬委員となりました。

岡田賃金室長

ありがとうございます。改めて確認させていただきます。部会長に山本委員、部会長代理に広瀬委員とのことでございますが、よろしいでしょうか。

( 各委員の了承を確認 )

岡田賃金室長

それではこれから審議につきまして、山本部会長よろしくお願ひいたします。

山本部会長

改めまして、山本の方で進行させていただきます。本日から長野県の最低賃金について具体的な審議ということに入ります。例年いろんな問題がある中で、今年もまた一層いろんな課題がありまして、なかなか物価の上昇が止まらないとか、エネルギー費用に関してもまだ負担がかかるとか、さらに世界情勢を見ると一層不安定さが増しまして、アメリカの政権交代だと、日本の現在の選挙事情とかによってまたいろんな影響が出てくるかもしれませんけども、例年以上に今年の審議はより一層難しくなるのではないかという印象を受けております。例年の話ではありますけども、先ほど高橋総務部長の方からお話をありましたけれど、地域の実情に照らして皆様方にご審議をお願いしているところであります、労使双方にとって納得感のある結論が導き出せるようにということで、公益委員も尽力していきたいと思いますので、皆様にもぜひ積極的なご意見ということをお願いしていきたいと思っております。

それでは議事に入りますが、その前に、本日の専門部会は、先ほど事務局から会議の傍聴者、取材機関の説明があったとおり、原則公開としております。また、運営規定により議事録を作成いたしますので、本日の議事録の確認委員を指名します。労働者代表委員、斎藤委員、使用者代表委員、犠山委員にお願いをいたします。

それでは、議題(1)長野県最低賃金専門部会の運営規程について、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

岡田賃金室長

今年度の長野県最低賃金専門部会つきましても、資料2を御覧いただければと思いますが、こちらの方に長野県最低賃金専門部会運営規程というものがございます。こちらに基づきまして運営してまいりたいと存じますが、内容につきましては昨年度と同様でございます。説明は以上でございます。

山本部会長

ありがとうございました。ただいま説明がありました、長野県最低賃金専門部会運営規程について、ご質問・ご意見等はありますでしょうか。

( 質問・意見等なしを確認 )

ご意見、ご質問が無いようですので、本規程により本年度の専門部会を運営することと致します。

山本部会長

続きまして、議題（2）中央最低賃金審議会の審議状況につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

昨年度はここで中央最低賃金審議会の目安答申に関して詳細を説明させていただいたところですけれども、先ほどの本審のほうでも説明させていただきましたとおり、まだ目安の答申が出ておらず、本日15時から第4回目の目安に関する小委員会というのが開催されている状況でございまして、明日30日の午前中に小委員会から中央最低賃金審議会に報告書が提出され、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申がなされれば、長野においても、明日30日の午後からの第2回専門部会にて目安伝達を行うことが可能となります。それが難しいようであれば、長野においては、最短で8月4日の専門部会にて目安伝達を行うことになります。

そこで、明日30日午後13時30分からの専門部会で目安伝達が難しい場合においても、目安伝達なしで明日30日の第2回専門部会を予定どおり開催するか、あるいは、本審資料の17の予備1という日程表がありまして、こちらの方を御覧いただきますと、資料には7月30日の専門部会の開催というのが消えておりまして、目安伝達できないことであればこの日は開催しないということで、目安伝達が可能となる8月4日に第2回専門部会を開催するというような予備日程になっております。この予備日程のとおり、明日30日の専門部会の開催を取りやめて、目安伝達可能となる8月4日に第2回専門部会を開催するか、目安伝達なしで明日30日に第2回専門部会を予定どおり開催するかということにつきまして、委員の皆様に御協議いただきたいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

山本部会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、明日30日水曜日の第2回専門部会の開催について、まず、労働者側からご意見をお願いします。

○竹村委員

連合長野の竹村です。今話があった日程ですけれども、我々労側からすると10月1日の発行といったところで目指したいということで、逆算すると8月5日には決定したいと考えております。明日の段階で目安がなくても少し専門部会で話をさせていただきまして、やはり労使の主張するところを先に話をして固めておくべきなのかなと思います。4日の日に目安伝達がないとすれば第3回の開催は見送りたいと思いますけれど、明日の段階では第2回の専門部会をやっておいて、第3回の開催に備えていきたいと考えておりますので、当初の日程とおりでお願いしたいなと思っております。以上です。

山本部会長

ありがとうございました。ただいま労側委員からお話をありました資料 7 の 1 枚目の当初の予定通りで進めていきたいというご意見をいただきました。続いて、使用者側からご意見をお願いいたします。

鈴木委員

当初の計画通り明日やらせていただければと思っております。

山本部会長

ありがとうございました。明日が仮に伝達がなかったとしても、双方のご意見を踏まえて明日 7 月 30 日は予定どおり第 2 回専門部会を開催するというようなことでよろしいでしょうか。

( 各委員の了承を確認 )

それでは第 2 回専門部会の開催については、明日 7 月 30 日水曜日、13 時 30 分からといたしますので各委員に置かれましてはご出席のほどよろしくお願ひいたします。

○山本部会長

それでは、議題 ( 3 ) 今後の審議の進め方について、事務局からご説明をお願いいたします。

○岡田賃金室長

日程以外の今後の審議の進め方として、専門部会における公労使の三者が集まって議論を行う部分の公開について、御説明させていただきます。資料 3 を御覧ください。こちらに「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱」がございます。こちらの別紙の「審議会等の公開・非公開について」がありますが、2 の ( 2 ) において、一昨年の改正により、「第 2 回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼす等のおそれがある場合、部会長は、会議を非公開とすることができます。」という規定に変更されております。ですので、それまでは 2 回目以降は非公開ということでしたが、令和 5 年からはこういった内容に変更になっているところでございます。したがいまして、委員の皆様におかれましては、今年度、公労使が渝った三者協議におきましては原則公開となります。また、議事録についても原則公開ということになりますので、この点を改めて御確認いただきたいと思います。事務局からの説明は以上でございます。

山本部会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等はありますか。

( 質問等なしを確認 )

それでは、議題（4）その他について、事務局から何かありますか。

○岡田賃金室長

改めまして日程の件でございます。先ほど第2回専門部会を明日7月30日13時30分から開催するということで決定していただきましけれども、会場につきましては長野労働局の1階会議室になります。入口に入りまして正面の1階会議室になりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○山本部会長

ありがとうございます。最後ということで、労働者代表委員何かございますか。

（意見なしを確認）

使用者代表委員、何かありますか。

（意見なしを確認）

ありがとうございました。それでは、次回から長野県最低賃金の改正に関する金額審議に入りますので、労側・使側ともに、長野県最低賃金の改正に向けた基本的な考え方の発表や具体的な資料の提示等について、ご準備お願ひいたします。よろしくお願ひします。

それでは、本日はこれで閉会とします。お疲れさまでした。

閉会